

お客様各位

募集型企画旅行条件書

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書です。旅行契約が成立したときには、同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般社団法人真庭観光局 (以下「当社」といいます) が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。
(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊施設等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます) の提供を受けることができるように手配し旅行を管理することを引き受けます。
(3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面 (最終旅行日程表) 及び当社旅行業務執行募集型企画旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます) によります。

2. 旅行の申込み

- (1) 所定の旅行申込書 (以下「申込書」といいます) に所定事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料又は違約金のそれぞれ一部又は全部として取戻します。
(2) 当社及び当社の受託旅行業者又は受託旅行業者代理店等の営業所 (以下「当社」といいます) は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約が成立していません。お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 3 日以内にお申込書と申込金を提出していただきます (受付は、当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります) の期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社には、予約がなかったものとして取り扱います。

Table with 2 columns: 申込金, 旅行代金 (個人). Rows include 3万円未満, 3万円以上6万円未満, 6万円以上10万円未満, 10万円以上15万円未満, 15万円以上. Corresponding 申込金 values are 6,000円, 12,000円, 20,000円, 30,000円, 30,000円.

- (3) 申込金
(4) 運送契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第 2 項の (1) 及び第 19 項の 1) によります。
① 当社には、当社が提供するクレジットカード会社 (以下「提携会社」といいます) のカーディナル会員 (以下「会員」といいます) より所定の旅費への「会員の署名を含む旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受け付け契約を締結することがあります (以下を「通信契約」といいます)。なお、受託旅行業者により当該取り扱いはできない場合や取り扱いができるカードの種類に制約がある場合があります。
② 通信契約の申込みに関し、会員の「お名前を申込みしようとする『募集型企画旅行の名称』、「出発日」等」に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③ 通信契約での「カード利用日」は、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
④ 与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社には通信契約を解除し、第 16 項の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3. 契約の成立時期

- (1) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次のとおりです。
① 店頭及び当社の係員による説明聴取の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が第 2 項の申込金を受理した時。
② 電話等による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内にお申込書と申込金をお客様から第 2 項の申込金を受理した時。
(2) 運送契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、音声通話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

4. お申込み条件

- (1) 20 歳未満の方のみご旅行の場合、保護者 (法定代理人) の同意書が必要ですが、また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2) 最少旅行人員は、特に明示していない限り 1 名様 (ただし、コースに 1 名様での参加ができない旨の表示がある場合は 2 名様) とします。
(3) 特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、お申し込みの条件が当社の定める条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
(4) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊婦の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社が可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等があります。また、お申し込みを断りますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために適切な特別な措置に要する費用は、お客様の自己負担となります。
(5) その他当社らの業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約責任者によるお申込み

- (1) 当社には、団体・グループを構成する旅行者 (以下「構成者」といいます) の代表者 (以下「契約責任者」といいます) から旅行のお申込み

があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(3) 当社には、契約責任者が構成者に対して明に負い、又は将来負うことが予測される債務又は債権については、何らの責任を負うものではありません。
(4) 当社には、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が委任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 確定書面 (最終旅行日程表) の交付

当社には、旅行日程、主要な利用運送・宿泊施設等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面 (最終旅行日程表) を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただしお申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前にある日以降の場合にはは出発当日までにお渡しします。なお、お渡し方法は郵送を含みます。また、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

7. 旅行代金の適用及びお支払い期限

- (1) 特に入籍のない限り、満 12 歳以上の方はおとな旅行代金、満 3 歳以上 12 歳未満の方は子ども旅行代金となります。
(2) 旅行代金におとな・子どもの区分表示がない場合は、満 3 歳以上の全の方に当該旅行代金を適用します。
(3) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。
(4) 旅行代金は、第 2 項の (3) の「申込金」、第 16 項の「取消料」、第 15 項の (1) の「違約料」及び第 24 項の「取戻補償金」の額の算出の基準となります。募集広告、パンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額 + 追加代金として表示した金額 - 「割引代金」として表示した金額となります。
(5) 旅行代金 (申込金を差し引いた残額) は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日前に旅行のお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

8. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 旅行日程に含まれていない運送機関の運賃・料金 (注釈のない限り航空運賃は普通運賃)、宿泊費、食費、消費税等の諸税・サービス料金、旅先施設使用料 (空室により必要な場合) 及び特に明示したその他の費用。
(2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
(3) 各コースに表示した旅行代金に含まれるものとして明示したその他の費用。
上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくとも払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第 8 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を明示します。
(1) 超過予約料 (規定の乗車、乗船、乗機を越える分について)
(2) コースに含まれない交通費、飲食等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的な諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
(3) ご希望者のみご参加されるオプションプラン (別途料金のお旅行) の代金。
(4) ご自身から集合地、解散地の交通費、宿泊費。

10. 追加代金と割引代金

- 第 7 項でいう「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレット、ホームページなどに表示した以下のものをいいます。
(1) 追加代金
① ホテルまたはお部屋のグレードアップのための追加代金。
② 航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
③ 「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事つきプラン」などの追加代金。
④ 「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光つきプラン」などの追加代金。
⑤ 「延泊プラン」による延泊代金。
⑥ その他「OOOプラン」「OOO追加代金」とし追加代金を表示したもの。
(2) 割引代金
① 「小人割引」など年齢、参加人数、その他条件による割引代金。
② その他「OOO割引」とし割引代金を表示したもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の特約条項であっても、天災地変、運送・宿泊施設等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供 (経路、目的地空港の変更) その他当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがある場合、又は、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

12. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、着いた経路や乗機の変更等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額される場合は、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
(2) 本項 (1) より旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 16 日前までに「お客様」に通知します。

- (3) 本項 (1) より旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額が旅行代金を減額します。
(4) 第 11 項に基づき旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用 (当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、運料料その他) が増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊施設等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊施設等の座席、前座その他座席の不足が発生した場合は、あらかじめ契約責任者が委任した構成者を契約責任者とみなします。

13. お客様の交際

お客様は、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手取料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった場合にのみ効力を生じます。なお、航空便の予約や氏名変更ができない等の理由により、当社は、お客様の交際をお断りすることがあります。

14. お客様による契約の解除 (旅行開始前)

- (1) お客様は、いつでも第 16 項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込された当社の営業時間内とします (営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の旅費への返金なくして取消料の支払いを受け付けます。
(2) お客様は、次に掲げる場合は本項 (1) の規定にかかわらず、旅行開始前にお支払いの旅行代金を返金することなく契約を解除することができます。
① 当社によって契約が変更されたとき。ただし、その変更が第 24 項の (4) を適用するものその他重要なものであると認められるとき。
② 第 12 項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊施設等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがある場合。
④ 当社がお客様に対し、第 6 項の期日までに「最終旅行日程表」を交付しなかったとき。
⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

15. 当社による契約の解除 (旅行開始前)

- (1) お客様が第 7 項の (1) の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に事由を説明して契約を解除することがあります。
① お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に参画できないと認められたとき。
③ お客様が他のお客様と運送を要し、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
④ お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までに旅行を中止する旨をお客様に通知します。
⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊施設等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由による当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがある場合。
(3) 当社は、本項 (2) より契約を解除したときは、既に収受している旅行代金 (又は申込金) の全額をお客様に払戻します。

16. 取消料

契約成立後、お客様の都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様 1 名につき下記の料率で取消料をいただきます。なお、参加人数のご参加で、一部のお客様が契約解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊施設等の (1 台・1 室あたり) のご利用人数の変更に對する差額代金をそれぞれいただきます。

Table with 3 columns: (1) 取消日 (変更日), 取消料 (変更料). Rows include 旅行開始日の前日以前から起算してさかのぼって 20 日目 (自前日旅行にあっては 10 日目) 当たる日以前 8 日目以前に当たる日まで, 旅行代金の 2.0%; 旅行開始日の前日以前から起算してさかのぼって 7 日目以前に当たる日まで, 旅行代金の 3.0%; 旅行開始日の前日, 旅行代金の 4.0%; 旅行開始当日, 旅行代金の 5.0%; 旅行開始後又は無連絡不参加, 旅行代金の 10.0%.

- (2) 出発日・コース・利用便・宿泊施設等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。ただし、当該パンフレットの「取消料等」に当社が定める期間を記載している場合は、当該期間以降の変更はできません。
(3) オプションプランに上記取消料率による取消料が年単位を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は、100% となります。

17. お客様による契約の解除 (旅行開始後)

- (1) お客様のご都合により旅行サービスの一部をキャンセルされ、又は途中で離脱された場合は、お客様の損害額とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- (2) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第 14 項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用 (当社の消すべき事由によるものでないときに限り) を差し引いた金額をお客様に払戻します。

18. 当社による契約の解除 (旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することができます。
 - ① お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に赴かれないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者に当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行や暴言等不当により団体行動の規律を亂し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに關する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。
- (3) 当社は、本項(1)③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合要する一切の費用はお客様のご負担となります。

19. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社らは、第 12 項(6)から(5)までの規定による旅行代金の減額又は第 14 項から第 18 項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内、減額は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書に記載した旅行終了日の翌日から起算して 3 日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第 20 項(1)のクーポン引換後の払戻しに際して当該クーポン類を当社に提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は、旅行代金の払戻しができないことがあります。
- (2) 運送契約を終結したお客様に本項(1)の払戻しすべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内、減額は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書に記載した旅行終了日の翌日から起算して 3 日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

20. 添乗員等

- (1) 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお返ししますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお、旅行中の当社の連絡先は、「最終旅行日程表」又は契約書面に明示します。また、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (2) 添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。
- (3) お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければならないものとします。

21. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が病氣、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。

22. 当社の責任

- (1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から 2 年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から 1 年以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度 (当社ご故意又は重大な過失がある場合を除きます) として賠償します。
- (2) お客様が天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

23. 特別補償

- (1) 当社は、前項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず当社が「特別補償規定」で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行に参加中に急遽かつ偶然な外来の事故によりその生命、身体に重大な損害を受けたときは、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 1 万円～5 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円、携帯品にかかる損害補償金 (15 万円を限度、ただし、1 個又は 1 対についての補償限度は 10 万円) を支払います。ただし、当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他同様の「特別補償規定」第 18 条 2 項に定める品目については補償しません。
- (2) 本項(1)の損害については当社が前項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に罹られた損害が、お客様の故意、過失、運送、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領品山崩れ等 (ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー操縦等契約第 3 条及び第 5 条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該損害が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別除の旅行代金を収受して当社が主催する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。
- (5) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、次表 A 左欄に掲げる契約内容の重要な変更 (サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が生じたことによるもの) の次の 1 号の変更を除く) が生じた場合は、旅行代金の返戻金として、旅行代金を乗じた額の重要補償金を旅行終了日の翌日から起算して 3 日以内に支払います (お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
 - ① 天災地変、暴風、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送契約によりない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置としての変更。
 - ② 第 14 項から第 18 項までの規程により契約が解除された部分に係る変更。
- (2) 当社が一つの契約に基づきお支払いする重要補償金の額は、旅行代金に 15% を乗じた額を上限とします。また、お客様 1 名に対して支払うべき重要補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、重要補償金を支払いません。
- (3) 当社が本項の規定に基づき重要補償金を支払った後に、当該変更について第 2 項の規程に基づき損害賠償責任が明らかとなった場合には、当社は、既に支払った重要補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

[客 A]	当社が重要補償金を支払う変更	一件あたりの事 (%)	
		旅行開始前	旅行開始後
(1)	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます) その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り)	1.0	2.0
(4)	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5)	契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港 (出発空港) 又は旅行終了地たる空港 (帰着空港) の異なる便への変更	1.0	2.0
(6)	契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7)	契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8)	上記の (1) ~ (7) に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注 2 「確定書面」 (最終旅行日程表) が交付された場合には、「契約書面」 (パンフレット) またはホームページにあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「確定書面」の記載内容との間又は「確定書面」の記載内容との間又は「確定書面」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注 3 (3) 又は (4) に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注 4 (4) に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
- 注 5 (4) 又は (6) 若しくは (7) に掲げる変更が一乗車又は一泊の中で複数発生した場合であっても、一乗車又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注 6 (8) に掲げる変更については、(1) から (7) までの準を適用せず (8) によります。

25. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

26. 国内旅行傷害保険への加入

病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することを推奨します。詳細な申し込み窓口の係員にお問い合わせください。

こととお勧めします。詳細な申し込み窓口の係員にお問い合わせください。

27. 事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに「最終旅行日程表」等でお知らせする連絡先にご連絡ください (もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

28. 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日となります。

29. 個人情報の取り扱いについて (重要)

- (1) 当社及び旅行パンフレット裏面の登録販売者へ記載された当社の委託旅行業者又は受託旅行業者 (以下「取扱旅行会社」といいます)。旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様と関係の連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等 (主要なものである) については各コースごとに記載されています。お客様のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
 - ※このほか、当社及び取扱旅行会社では、(1) 当社、取扱旅行会社及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3) アンケートのお願い、(4) 特典サービスの提供、(5) 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。ご本人の同意を得た上で、お客様の個人情報を利用させていただきます。
- (2) 当社が取得する個人情報、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要な最小限の範囲内のお客様の個人情報とします。また、お客様の旅行、手配等の手配等別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに際しては (又は応じられない旨の回答を) 目的のため、上記以外の個人情報を取得させていただきます。このため、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (3) 当社が本項の個人情報取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に際しては行われませんが、また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配等するために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (5) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたします。その際、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び社内規定により、運送等必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の金額が一部に届かない場合はその理由をご説明いたします。
- (6) 万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただきます。安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時的に停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

個人情報に関するお問い合わせ・音情のお申し出先
 個人情報のお取り扱いに関するお問い合わせ・音情は、下記までお申し出ください。
 一般社団法人真庭観光局 電話: 0867-44-1100

30. ご注意

- (1) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第 17 項の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様の負担となります。
- (2) お客様の便宜をはかるため、お土産店にご案内することがありますが、お買い物を断る場合は、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。
- (3) 当社が予約をご希望の方は、ご請求ください。

平成 30 年 6 月 28 日改定

一般社団法人真庭観光局

岡山県知事登録旅行業第 2-367 号

〒717-0013 岡山県真庭市勝山 654

TEL: 0867-44-1100